

仕 様 書

- 1 業務件名
防衛省航空自衛隊車力分屯基地における自動販売機の設置及び経営
- 2 業務内容
自動販売機の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、防衛省航空自衛隊車力分屯基地司令（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
(1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置箇所に係る国有財産の許可を得なければならない。
(2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
ア 国が当該使用財産を使用するとき。
イ 国有財産の使用許可を受けた者（以下「乙」という。）が許可条件に違反したとき。
(3) 使用許可期間が満了したとき（使用許可を継続して得た場合を除く。）、又は前項により、使用許可を取消された場合、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
- 5 乙の資格
乙は、以下の条件を満たしていること。
(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2) 業務の運用に関する事項について、第三者に譲渡することなく履行できること。
(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
乙は、東北防衛局歳入徴収官に自動販売機（転倒防止板等も含む）及び後述の空き容器回収箱の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに一年分を一括して前納すること。
なお、使用許可期間を更新する場合における使用料についても同様の取扱いとする。
- 7 電気料金
電気料金については、北空司令部歳入徴収官の示す方法に従い現金又は振込みにより納めるものとする。
- 8 設置場所
自動販売機の設置箇所については、国有財産使用許可書に示される場所とする。
- 9 業務期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）（設置撤去に要する期間を含む）
ただし、甲が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で当該箇所に係る国有財産の使用許可を更新することができる。

- 10 費用負担
本業務に伴う費用は、乙の負担とする。
- 11 名義使用の制限
乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。
- 12 管理責任
(1) 乙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛けること。
(2) 乙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
(3) 乙は、業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、甲と協議の上、申請すること。また、委託に係る一切の責任は乙が負わなければならない。
(4) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。
(5) 乙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。また、甲が従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。
(6) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。
- 13 衛生等の保持
(1) 乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
(2) 乙は、食品等を販売又は取扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。
- 14 情報保全の遵守
(1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の履行上知り得た甲に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
(2) 乙は、乙の従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 15 損害賠償
(1) 乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合は、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。
(2) 予期せぬ停電や災害が発生した場合、生じた損害について、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

- (3) いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

16 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、発生する撤去費用については乙が負担するものとする。

17 業務仕様

- (1) 乙は、提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の履行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。
- (4) 乙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他経費を負担しなければならない。
- (5) 乙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な措置を講じること。ただし、アンカーボルト等の使用により床面に固定する措置はこれを認めない。
- (6) 設置する自動販売機の形状等は、その設置面積（転倒防止措置としてプレートを敷設する場合は、プレート敷設後の面積）が1平方メートルを超えないものとするほか、現地採寸の結果、設置基準面積を超える自動販売機を設置する場合は提案した自動販売機を変更する必要がある場合は、甲と協議すること。
- (7) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとする。
- (8) 営業許可が必要な販売商品を取扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。
- (9) 乙は、故障及び商品の瑕疵等について自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (10) 乙は、原則毎週1回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置箇所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 乙は、自動販売機ごとの毎月の販売数量及び売上金額（別紙様式第1）を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙様式第2）を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (12) 乙は、本業務を行うに当たり、全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。
- (13) 前号については、自動販売機等の搬入及び自動販売機の修理等によるメンテナンス等の役務委託を除く。
- (14) 乙は、本業務に従事する者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (15) 自動販売機等の補充業務に当たり、基地内の立入制限箇所へ立入る場合、甲が指示する所定の手続きを事前に実施し、許可を得るものとする。

18 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議する。

自動販売機の販売数量及び売上金額

令和 年 月 日

航空自衛隊車力分屯基地司令 殿

事業者名 住所
氏名

令和 年 月 分

区分	単価	売上数量	売上金額

※前月分を毎月 1 0 日までに提出してください。

収支計算書

令和 年 月 日

防衛省航空自衛隊車力分屯基地
第21高射隊基地業務小隊厚生班長 殿

事業者名 住所
氏名

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日 (単位：円)

科目	金額	科目	金額
合 計		合 計	

※会計年度分を翌年5月末日までに提出してください。